

第12回定例岡山県教育委員会議事録

- 1 日 時 令和4年11月4日(金)
開会13時30分 閉会15時48分
- 2 場 所 教育委員室
- 3 出席者
- | | |
|--------------|------------|
| 教育長 | 鍵本 芳明 |
| 委員(教育長職務代理者) | 上地 玲子 |
| 委員(教育長職務代理者) | 服部 俊也 |
| 委員 | 松田 欣也 |
| 委員 | 田野 美佐 |
| 教育次長 | 梅崎 聖 |
| 学校教育推進監 | 川上 慎治 |
| 教育政策課 | 課長 大西 治郎 |
| | 総括主幹 石崎 貴史 |
| 財務課 | 課長 遠藤 圭一 |
| 教育情報化推進室 | 室長 鶴海 尚也 |
| 人権教育・生徒指導課 | 課長 高山 公彦 |
- 4 傍聴の状況 1名
- 5 附議事項
(1) 教育委員会事務の点検・評価について
- 6 協議事項
(1) 令和4年11月岡山県議会定例会提出予定案件について
(2) 行政評価の実施結果について
(3) 11月補正予算について
(4) おかやま学校教育情報化推進計画(仮称)(素案)について
- 7 報告事項
(1) 令和3年度児童生徒の問題行動等に関する調査結果及び学級がうまく機能しない状況等について

8 議事の概要

開会

非公開案件の採決

(教育長)

本日の議題の審議に入る前に、議題の公開の可否について決定したい。本日の議題のうち、協議事項(1)(2)(3)は、議会との協議等を要するものであることから、教育委員会会議規則第12条に基づき、非公開とするよう発議する。

委員から、議題を非公開とする発議はないか。

(委員全員)

(特になし)

(教育長)

この発議は、討論を行わずにその可否を決定することとなっているので、直ちに採決に入る。

協議事項(1)(2)(3)は、非公開とすることに賛成の委員は挙手願う。

(委員全員)

挙 手

(教育長)

全会一致により、本案件は非公開とすることに決した。

附議事項(1) 教育委員会事務の点検・評価について

・教育政策課長から資料により一括説明

(委員)

報告書はカラー刷りになるのか。濃淡だけではグラフが読みにくい。

(教育政策課長)

印刷物は白黒だが、ホームページに掲載する際にはカラーで掲載する。

(委員)

グラフの数値箇所を丸や三角で表現することでわかりやすくなると思う。16ページのグラフの数値が重なっているので修正したほうがよい。

(教育政策課長)

最終版で調整し、修正する。

(教育長)

これより採決に入る。議第16号について、原案に賛成の委員は挙手願う。

(委員全員)

挙 手

(教育長)

全会一致により、議第 16 号は原案のとおり決した。

協議事項（４）おこやま学校教育情報化推進計画（仮称）（素案）について

・教育情報化推進室長から資料により一括説明

(委員)

ICT 活用のカウントの仕方だが、端末の使用頻度を把握するための目安はあるのか。

(教育情報化推進室長)

授業の中あるいは学習活動の中で使用していることに焦点を当てなければならないが、頻度については例えば今後活用を進めていく中で適度なバランスが見えてくると考えており、一日中端末を使用して授業を受けることもあまり効果的であるとも思えない。現状として子どもたちは学校の中で端末を使用する日はまだまだ少ないと捉えており、日常の学習の中で端末を使ったと感じる環境を作っていく必要がある。端末の活用状況は全国学力・学習状況調査等で把握しているが、子どもたちの捉えている状況も同時に把握する必要がある。

(委員)

だからこそどんな使い方をしたら端末を活用したことになるのか、目安がないとわかりにくい。全国学力・学習状況調査は国の調査であるが、具体的な活用の目安が提示され、全国で基準を合わせるべきだと思う。

(教育情報化推進室長)

新しい学びとしてこれから協働的な学びや個別最適な学びの両方を取り組んでいかなければならないが、例えば、子どもたちが ICT を活用して協働的に意見交換を同時に行うなど典型的なメリットが感じられる活用や、授業が終わった後に学びを振り返り、理解度を確認する活用など具体的な事例を示していきたい。

(委員)

コロナ禍の 3 年間で ICT の活用が一気に進んだ、整備にもかなりの金額を掛けた説明を聞いてきたが、実際は GIGA スクールが本当に子どもたちの教育に役に立っているのかを検証したものであるべきでないか。資料にある統計数字を見ると活用が進んでいないという印象を受ける。例えば、素案の 3 ページ「③端末活用に対する児童生徒の捉え」では小学生から高校生までのほぼ全員が ICT 機器を使うことは勉強の役に立つと回答しているにもかかわらず、実際の活用状況は「ほぼ毎日使っている」と回答した割合が 10%前後とギャップが大きいと感じる。本当に役に立つと思うのであればもっと活用していてもおかしくないのではないか

と思うし、目標にある令和5年度と令和6年度に一気に80%や100%の数値を達成することは無理があるのではないかと、もう少し現実的な数字に見直したほうがよいのではないかとこの印象を受けた。また、素案3ページの「④児童生徒の情報活用能力の状況」で、活用状況を上げたいという記載にスマホ利用やモラル教育の記載がある。モラル教育は確かに大事な教育視点であるが、端末の活用状況の改善にどれだけ相関関係があるのかわかりにくい。さらに素案12ページの「(2)施策遂行にあたって特に留意すべき視点」について、子どもたちの端末の活用の仕方の記載から健康面への配慮やいじめ、保護者や地域などの記載がいきなり出てくることに疑問を感じた。現在、授業等を対面に戻そうとする教育機関が多いが、オンライン授業と対面授業に対する県教委の見解が知りたい。

(教育情報化推進室長)

ご指摘のとおり、端末活用については、まだまだであると実感している。目標について検討委員会の中でも「難しいのでは」という意見はあったが、新たに環境が変化したこの際に取り組を進めないと活用が進まないという思いもあり、現状と目指すべき姿にギャップはあるが、活用の状況や教員の活用指導力を一気に高めていきたいと考え、高い目標を掲げた。また、情報モラルについてはネットを介したいじめ等にも意識して取り組を進めることから記載に加えているが、ICT活用を抑制する意図では決していない。さらに、留意事項については検討委員会の保護者からネットを介したいじめ等を心配する意見もあり、学校教育の現場が大きく変化していることを地域の方にも理解してもらうためにこのような項目を入れている。対面授業とオンライン授業については効果的なやり方を組み合わせて行えばよいと考える。

(教育長)

「ICTを活用する」イコール「オンライン授業」ではないことを押さえる必要がある。県教委が目指すICT活用は、端末を使ってグループで議論をするような協働的な学びを考えている。

(教育情報化推進室長)

ICT活用を進めていく方向性は協働的な学びを充実させる、さらに個別最適な学びを進めることである。教員が個別の状況を即時に把握しながら学習活動を進めていく状況を目指したいと考える。

(委員)

ICTは様々な分野で活用ができ、オンライン授業もその一つと考える。着実に計画を進めてほしい。

(教育長)

ご指摘の活用状況のギャップについては明らかに課題であり、教員のICTの活用指導力が問われる。

(委員)

小・中学校の個々の教員の状況は把握できるのか。

(教育情報化推進室長)

国の学校における教育の情報化の実態等に関する調査において把握できる。

(委員)

他の調査と比較して現況値が高すぎると思うがどう捉えているのか。

(教育情報化推進室長)

本調査については、国が毎年実施しているもので、1人1台端末の活用に限らずプロジェクターなどのICT機器全般の活用指導力の調査であり、例年高い数値となっている。

(教育長)

教員の側から見ればICTを活用できると思っているが良い授業をするための端末の活用方法がわからない、あるいは端末を使うことができない、のどちらかであるが、子どもたちの端末活用の回答も踏まえると、現実的にはまだまだ活用が進んでいない。

(委員)

本計画を作る目的は何か。学校側が見ればその他にも多くの計画や指標があり、混乱するのではないか。

(教育情報化推進室長)

県教委としては市町村ごとに差が生じないように、進むべき方向性を掲げるため作成する。

(委員)

教職員の指導活用について素案4ページの「②活用指導力の現状」にある指標を見る限り全国で上位であるが、本県の教員は端末活用指導力が高いということか。

(教育情報化推進室長)

本質問では1人1台端末の活用に限った話ではないため、教員の1人1台端末の活用指導力はわからない。

(委員)

子どもたちが1番理解の進む授業に取り組んでほしい。目標指標を把握するために調査するのであれば、現場の教員に負担感がないようにしてほしい。

(教育情報化推進室長)

県独自調査のうち、学びの変容状況調査はクラウドを活用して県教委が全て集計を行っており、現場から負担感の声はない。

(教育長)

大型提示装置の整備率は本県が1位であるが、教員が資料を提示するのみであ

り、従来型の教員自身の活用にしか利用できていない。その先の子どもたちが協働的な学びや教員が子どもたちの学びの状況を把握するために ICT を活用してほしい。

(委員)

「個人情報の保護・情報セキュリティ対策、著作権への理解に関する研修等を受講した教員の割合」の現況値が 4.8%は極めて低く課題である。

(教育情報化推進室長)

著作権や情報セキュリティ、個人情報保護については、経験年数者別研修等で、基本的にどの教職員もこれまでに研修を受けている。本数値は令和 3 年度に県総合教育センター等において著作権や情報セキュリティ、個人情報保護に関する研修を受講した教職員の割合である。

(委員)

令和 6 年度の目標数値が 100%とあるが、残りどれだけの教員が受講する必要があるのか。

(教育情報化推進室長)

正確な人数の数値は持ち合わせていないが、この 2 年間で重点的に実施したいと考えている。教職員の負担にならない範囲で、e ラーニング等も活用しながら取り組みたい。

(委員)

著作権等について大学等では e ラーニングを受けるが、最後に小テストがあるのでしっかりと勉強しなければならない。テストの要素も県教委の e ラーニングにも加えてほしい。また、子どもたちの e ラーニングのようなものを製作してもよいのではないかと考える。端末活用のあり方について、明確な基準やマニュアルが必要と考える。

(教育情報化推進室長)

研修の組み方の参考にしてまいりたい。また、ICT 活用についても何をもって使ったか、正しい共通認識を図る必要がある。しっかりと資料を準備して参りたい。

(委員全員)

了 承

報告事項 (1) 令和 3 年度児童生徒の問題行動等に関する調査結果及び学級がうまく機能しない状況等について

- ・人権教育・生徒指導課長から資料により一括説明

(委員)

4 ページの長期欠席者数について中学校で病気が理由で欠席する人数が増えて

いる原因は何か。

(人権教育・生徒指導課長)

市町村から聞き取りを行っているがコロナが原因などという声もなく不明である。昨今では起立性調節障害や過敏性腸症候群等の理解が進んでいることも要因の一つではないかと思われる。

(委員)

「気持ちによるもの」はどこに計上されるのか。

(人権教育・生徒指導課長)

表立った症状が確認できない場合、不登校に計上している場合が多い。

(教育長)

本人の申告ではなく、担任が計上するため状況把握によることが大きい。教員の子どもの関わり方によって計上の仕方は異なっている。ただ、この増え方についてはもう少し分析する必要がある。

(人権教育・生徒指導課長)

30日以上の欠席理由の中でも複数の原因があり、主要因を計上している。

(委員)

因果関係は不明だが、コロナ禍において社会人でも精神的な理由で専門の病院に通わなければならない場合が増えており、子どもたちもしっかりとマークをしてほしい。

(人権教育・生徒指導課長)

コロナ禍で生活環境が大きく変化してリズムが乱れる場合はある。また、欠席に対する抵抗感が少なくなり、休みやすくなる風潮や家族が子どもを家から押し出すことができない、マスクをしていて相手の表情が読みづらく対人関係に気を遣う、楽しみにしていた部活動がなくなるなどコロナが影響する様々な要因が考えられる。

(委員)

コミュニケーション能力の育成等にもコロナがかなり影響していると考えてよいか。

(人権教育・生徒指導課長)

本来であれば自然に行われる活動の中で、人として付き合っていく上で必要なコミュニケーション能力が培われていたと考えるが、そのような機会がコロナ禍で減ったことは間違いない。ただし、学校が工夫して、制限のある中でもなんとか機会を実現させようと進めてきたのが令和3年度だったと考えている。

(委員)

コロナ禍でできないことに変わる新たな考えはあるのか。

(人権教育・生徒指導課長)

学校行事や授業の中で対面ができなければ ICT を活用するなどの工夫は必要であるが、令和 2 年度と比較すると様々な行事等が復活しているのではないかと考える。

(委員)

令和 4、5 年度の数值は改善する見込みか。

(人権教育・生徒指導課長)

コロナ禍で子どもたちの接触機会が増していく中で、いじめやトラブルにならないように教員が非常に注意を払ってくれた。教員がいじめを見逃さないようにしっかりと子どもたちを見ることでいじめの認知件数が増えた結果である。また、子どもたちに寄り添った指導のおかげで暴力行為という有形力の行使につながる前に対応できたことは、今回の調査で暴力行為の発生件数の減少に繋がったと捉えている。ただし、小学校では感情が抑えきれず手が出るケースも見られるため、自分の言葉で、落ち着いた感情で伝えるようなコミュニケーション能力が図れる場はこれからも大事にしなければならないと考える。

(委員)

ネガティブな内容ばかりクローズアップされがちであり、そのようなよい話をしっかりと発信してほしい。

(委員)

家庭から押し出す力が弱いという発言があったが、確かに若い保護者の方は登校に対して柔軟な考えを持つ方が多い。家庭内でのスマホ利用のルール作り等も重要であるが、現状を伝え対策を学校任せでなく家庭で基礎を作ることを PTA の研修会等で発信してほしい。そこから保護者同士のネットワークが構築され、地域全体で子どもたちを見ていく組織づくりができればと考える。また、いじめはみんなダメだと思っているが、感情的に難しい場合もある。道徳教育の中で守るだけでなく精神的に向上できるような取組が必要であると考え。自己肯定感が上がるような取組ができればと思う。

(人権教育・生徒指導課長)

学校だけで解決できることは少なくなってきており、家庭と地域の協力無くして対応はできない。学校の地道な取組も発信して地域に協力を求める必要があると考える。また、レジリエンスについても座学だけでなく、協働した活動等の中で育んでいきたい。

(委員全員)

了 承

以下、非公開のため省略。

閉会